

別表 1（第 4 条、第 5 条関係）

1 補 助 事 業	2 事業実施主体	3 補 助 対 象 経 費 等	4 基 準 額	5 補助率
（１）休日夜間急患センター施設整備事業 （厚生労働省医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 28 日付厚生労働省発医政 0428 第 4 号厚生労働事務次官通知（以下「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」という。）の 4 の（１）「休日夜間急患センター施設整備事業」に基づいて行うものをいう。）	休日夜間急患センターの開設者 （地方公共団体を除く）	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等	次に掲げる基準面積に別紙に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 （１）人口 10 万以上の場合 150㎡ （ただし、特別に必要な場合は 300㎡を限度とする。） （２）人口 5 万以上 10 万未満の場合 100㎡ （ただし、特別に必要な場合は 200㎡を限度とする。）	0.33
（２）病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 （医療提供体制施設整備交付金交付要綱の 4 の（２）「病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業」に基づいて行うものをいう。）	病院群輪番制病院及び共同利用型病院の開設者 （地方公共団体を除く）	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室、心臓病専用病室（CCU）、脳卒中専用病室（SCU））、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等	次に掲げる基準面積に別紙に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 150㎡ （ただし、特別に必要な場合は 300㎡を限度とする。また、心臓病専用病室（CCU）を整備する場合は、1 床当たり（2 床を限度とする。）15㎡を加算し、脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合は、1 床当たり（2 床を限度とする。）15㎡を加算する。）	0.33
（３）院内感染対策施設整備事業 （医療施設等施設整備費補助金交付要綱の 3 の（14）「院内感染対策施設整備事業」に基づいて行うものをいう。）	病院及び診療所の開設者 （日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、（以下「公的団体」という。）並びに地方公共団体を除く）	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	1 室当たり 29,420 千円とし、空調設備（空気清浄度クラス 1 万以上）を整備する場合は 37,469 千円を加算する。	3 分の 1

(4) アスベスト除去等整備事業 (医療提供体制施設整備交付金交付要綱の4の(25)「アスベスト除去等整備事業」に基づいて行うものをいう。)	病院及び診療所の開設者 (地方公共団体を除く)	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費	1㎡当たり 56,600円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	0.33 (注) 5
(5) 小児初期救急センター施設整備事業 (医療提供体制施設整備交付金交付要綱の4の(7)「小児初期救急センター施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)	小児初期救急センターの開設者 (地方公共団体を除く)	小児初期救急センターとして必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	次に掲げる基準面積に別紙に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 300㎡	0.33
(6) 医療施設等耐震整備事業 (医療提供体制施設整備交付金交付要綱の4の(23)「医療施設等耐震整備事業」に基づいて行うものをいう。)	病院及び診療所の開設者(公的団体並びに地方公共団体並びに地方独立行政法人を除く)	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	(1) 補強が必要と認められるもの (2) を除く工法によるもの 基準面積 2,300㎡×84,100円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円 (3) 耐震構造指標であるI_s値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等(5)を除く工法によるもの 基準面積 2,300㎡×399,800円 (4) 耐震構造指標であるI_s値が0.3未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等は除く) (5)を除く工法によるもの 基準面積 2,300㎡×399,800円 (5) (3)及び(4)の補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×439,780円	0.50 (注) 5

(7) 地球温暖化対策施設整備事業 (医療提供体制施設整備交付金交付要綱の4の(27)「地球温暖化対策施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)	病院及び診療所の開設者 (地方公共団体を除く)	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費	1 医療機関当たり 109,430千円	0. 3 3 (注) 5
(8) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 (医療施設等施設整備費補助金交付要綱の3の(12)「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)	病院及び有床診療所の開設者	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。 (消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,350千円を加算する) (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり基準単価 23千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり基準単価 22千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり基準単価 27千円 (4) 消防法施工令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備 対象面積1㎡当たり基準単価 26千円	2分の1
		自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,222千円	
(9) 地域災害拠点病院施設整備事業 (医療提供体制施設整備交付金交付要綱の4の(15)「地域災害拠点病院施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)	地域災害拠点病院の開設者(ただし、地方公共団体を除く)	自家発電装置整備、受水槽整備及び備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費	非常用自家発電装置 1医療機関当たり 182,276千円 受水槽 1医療機関当たり 167,974千円 備蓄倉庫 1医療機関当たり 56,113千円	0. 3 3
		地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	(1) 補強が必要と認められるもの (2)を除く工法によるもの 基準面積 2,300㎡×84,100円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円 (3) 耐震構造指標であるI_s値が0.4未満の建物を有する病院((4)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×399,800円	0. 5 0

			(4) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×439,780円	
(10) ヘリポート周辺施設 設備整備事業 (医療提供体制施設整備交付金 交付要綱の4の(4)「ヘリポ ート周辺施設設備整備事業」に 基づいて行うものをいう。)	ドクターヘリ基地病院の 開設者(ただし、地方公 共団体を除く)	ドクターヘリ基地病院等へ の給油施設整備に必要な工事 費または工事請負費	給油施設1医療機関当たり 128,021千円	0.66
(11) 解剖・死亡時画像診断 システム等施設整備事業 (医療施設等施設整備費補助金 交付要綱の3の(11)「死亡 時画像診断システム等施設整備 事業」に基づいて行うものをい う。)	市町村、その他知事が認 める者	死因究明のための解剖や死亡 画像時診断、薬毒物検査の実施 に必要な施設の新築、増築、改 築及び改修に要する工事費又は 工事請負費	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 69,984千円 (2) 解剖室整備の場合 173,694千円	2分の1
(12) 医療機器管理室施設整 備事業 (医療提供体制施設整備交付金 交付要綱の4の(26)「医療 機器管理室施設整備事業」に基 づいて行うものをいう。)	知事が認める者(市町村 、日本赤十字社、社会福 祉法人恩賜財団済生会を 除く)	医療機器管理室として必要 な新築、増改築及び改修に要 する工事費又は工事請負費	次に掲げる基準面積に別紙に定める単価を乗 じた額とする。 基準面積80㎡	0.33 (注)5
(13) 特殊病室施設整備事業 (医療提供体制施設整備交付金 交付要綱の4の(18)「特殊 病室施設整備事業」に基づいて 行うものをいう。)	病院及び診療所(地方公 共団体及び地方独立行政 法人を除く)	特殊病室(無菌室)整備に 必要な工事費又は工事請負費	1室当たり 79,531千円	0.33
(14) 治験施設施設整備事業 (医療提供体制施設整備交付金 交付要綱の4の(20)「治験 施設施設整備事業」に基づいて 行うものをいう。)	病院及び診療所(公的団 体、地方公共団体及び地 方独立行政法人を除く)	治験施設として必要な次の 各部門の新築、増改築及び改 修に要する工事費又は工事請 負費 (1) 治験専門外来(外来診	次に掲げる基準面積に別紙に定める単価を乗 じた額とする。 基準面積 (1) 治験専門外来 100㎡	0.33

		察室、処置室、検査室 等) (2) 治験管理部門 事務部門(治験事務室、治験 審査委員会事務室) 相談部門(治験依頼者相談 室、被験者相談室) その他(諸記録保管室、治験 薬保管・管理室、調剤室 等)	(2) 治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75 m²	
(15) 非常用自家発電設備及 び給水設備整備事業 (医療提供体制施設整備交付金 交付要綱の4の(30)「非常 用自家発電設備及び給水設備整 備事業」に基づいて行うものを いう。)	・救命救急センター、へ き地医療拠点病院、へき 地診療所、周産期母子医 療センター、地域医療支 援病院、特定機能病院の 開設者 ・浸水想定区域または津 波災害警戒区域に所在す る、公的団体の設置する 病院及び有床診療所、(注)6のいずれかの開設者 (上記いずれの場合も地 方公共団体、地方独立行 政法人を除く)	下記の整備又は更新に必要 な工事費または工事請負費 (1) 非常用自家発電設備 (2) 受水槽 (3) 給水設備 (4) 燃料タンク	いずれも1医療機関当たり (1) 182,276千円 (2) 167,974千円 (3) 78,989千円 (4) 36,426千円	0. 3 3
(16) 医療施設浸水対策事業 (医療提供体制施設整備交付金 交付要綱の4の(31)「医療 施設浸水対策事業」に基づいて 行うものをいう。)	・浸水想定区域または津 波災害警戒区域に所在す る、救命救急センター、 災害拠点病院、災害拠点 精神科病院、へき地医療 拠点病院、へき地診療所 、周産期母子医療センタ ー、地域医療支援病院、 特定機能病院、公的団体 の設置する病院及び有床 診療所、(注)6のいづ れかの開設者 (上記いずれの場合も地 方公共団体、地方独立行	下記の整備又は更新に必要 な工事費または工事請負費 (1) 医療用設備の想定浸 水深または基準水位以上への 移設が必要と認められるもの (2) 電源設備の想定浸水 深または基準水位以上への移 設が必要と認められるもの (3) 止水板もしくは防水 壁の設置が必要と認められる もの (4) 排水ポンプ及び雨水 貯留槽の設置が必要と認めら れるもの	いずれも1医療機関当たり (1) 51,439千円 (2) 40,591千円 (3) 72,300千円 (4) 28,158千円	0. 3 3 (注) 5

	政法人を除く)			
--	---------	--	--	--

- (注) 1 同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
- 3 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。
- 4 補助対象経費のうち、工事請負費及び工事費のうち委託に係るものは、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
- 5 前年度3月31日時点での既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上である場合には、第5欄の補助率に0.95を乗ずる。なお、上記の病床数とは、精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計とする。
- 6 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設（診療所においては、有床診療所に限る）

(別 紙)

1 平方メートル当たりの単価表

(単位：円)

補 助 事 業 名	種 目 等	構 造 別	単 価
(1) 休日夜間急患センター 施設整備事業 (5) 小児初期救急センター 施設整備事業		鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,200
(2) 病院群輪番制病院及び 共同利用型病院施設整備事業 (12) 医療機器管理室施設整 備事業		鉄筋コンクリート	484,100
(14) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	484,100
		ブロック	214,000
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	484,300
		ブロック	214,000

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とする。